

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務実施要領

1 委託業務の名称

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務（以下「委託業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和 10 年 12 月 7 日までとする。

- ① 地方税電子申告等支援サービス提供リプレイス業務については、令和 7 年 12 月 7 日まで
- ② 地方税電子申告等支援サービス提供運用業務は、令和 7 年 12 月 8 日から令和 10 年 12 月 7 日まで
- ③ 地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続のデジタル化対応業務（令和 7 年度分）は、令和 7 年 12 月 31 日まで

3 業務委託の内容

地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を介して、地方税の申告等の審査及び国税連携データの配信・照会等の業務を行うため、受託者が運営するデータセンタ内に設置された審査システム審査サーバ及び国税連携システム受信サーバ等（以下「サーバ」という。）と愛媛県に設置する審査システムクライアント端末及び国税連携システムクライアント端末（以下「クライアント端末」という。）を LGWAN で接続した ASP 方式により提供するものとする。

（1）対象サービスの基本的内容

- ① 機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定された認定委託先事業者が提供する、次に掲げるサービスのリプレイス（データ移行を含む）及び運用に関すること。
 - ・ 審査システムに係る電子申告に関するサービス
サーバ間連携、愛媛県の基幹システムにおける管理番号と納税者 I D 連携含む。
受託業者の審査サーバに格納したデータファイルを、愛媛県からデータを取得しに行くことを想定しているため、データを取得するためのツールを提供すること。
納税者 I D 連携及び納付情報紐づけファイルのアップロードについても、受託業者審査サーバに当該ファイルをアップロードするためのツールまたは CD 等の媒体を提供すること。ただし、媒体提供の場合、USB メモリは不可とする。
 - ・ 審査システムに係る電子申請・届出に関するサービス
別紙 1 の「地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続」（令和 7 年度分）
なお、機構から変更のお知らせがあった場合は適宜対応すること。
 - ・ 審査システムに係る共通納税に関するサービス
サーバ間連携含む。
 - ・ 国税連携システムに係る国税連携に関するサービス
操作ログ及びアクセスログの取得・報告含む。
操作ログは、常時受託業者内に保管し、提供を依頼した際に即時対応すること。
- ② ①に掲げるサービスに係る技術上の支援を実施すること。

- ③ 審査システムクライアント端末は、最低 19 台、国税連携システムクライアント端末は最低 10 台とする。
- ④ 試験（テスト）環境を有するものとし、随時、利用可能であること。また、試験用端末は、審査システム、国税連携システム共に最低 1 台とする。

（2）データの管理

- ① 受託者は、データセンタ内に設置されたサーバに格納した電子申告、電子申請・届出、共通納税及び国税連携に関するデータについて、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- ② 受託者は、電子申告、電子申請・届出、共通納税に関するデータを 7 年間、国税連携に関するデータは 2 年間、データセンタ内に設置されたサーバに保存するものとする。
- ③ 受託者は、サーバに格納された電子申告、電子申請・届出、共通納税及び国税連携に関するデータを記録媒体等に移す場合には、事前に愛媛県に連絡することとする。
- ④ 委託業務終了後、当該受託者が継続して委託業務を行わない場合は、受託者は機構が策定した方法に従い、自らの責任と負担において確実にデータ移行等（受託者のサーバ内のデータの完全削除を含む。）の作業を実施すること。

（3）リプレイス作業計画書の策定

受託者は、令和 7 年 12 月 8 日から利用できるよう、契約締結後速やかにリプレイス作業計画書を策定し、愛媛県の担当者と協議の上、提出すること。計画書の策定にあたっては、次の事項を記載すること。

- ① 事前にスケジュールが指定されている機構との間で実施する総合試験等に対応する期間に関すること。
- ② クライアント端末が正常に動作するための期間に関すること。
- ③ 受託者のサーバへのデータ移行期間に関すること。
- ④ その他、愛媛県がリプレイス業務において必要と判断すること。

（4）事前移行作業の支援業務

機構が定める「審査システム DB・ログ移行運用手引書」、「操作手引書（国税連携データ移行）」及び「データ移行マニュアル（国税連携システム）」等に基づき、愛媛県が実施する事前移行作業についての支援を行うこと。

（5）総合運転試験の支援業務

機構が定める「電子申告等システム・年金特徴システム総合運転試験手引書」及び「総合試験手引書（国税連携システム）」等に基づき、愛媛県が実施する総合運転試験についての支援を行うこと。

（6）リプレイス及び運用に関するスケジュール

機構が提示しているリプレイス及び運用スケジュールに準ずること。

4 運用保守体制

受託者は、リプレイス時及び運用時並びにシステム障害時においてサポートを提供することができる体制を整えることとし、迅速かつ的確な対応を図るために、当該業務に対応できる保守担当者確保するとともに、連絡体制図を作成し、愛媛県の承認を受けるものとする。

（1）問い合わせ対応

運用時における愛媛県からの問い合わせを受け付ける窓口（ヘルプデスク）を設置して対応すること。なおヘルプデスクの対応時間帯は次の通りとすること。

【ヘルプデスク対応時間帯】

平日の午前8時30分から午後6時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の間を除く。

（2）監視

サービスの提供に要する環境（ハードウェア等）に対し、常時監視を行うこと。

（3）バックアップの実施

信頼性の保持、障害時対応等のためデータベースおよび各種データ、イメージファイルを定期的にバックアップすること。

（4）不具合・障害時対応

審査システム及び国税連携システムの不具合及び障害発生時において速やかに修正・復旧が可能となる体制及び愛媛県からの要請により速やかに対応できる体制を敷き、その対応にあたること。

（5）業務アプリケーションのバージョンアップ作業

機能改修等に合わせ、リプレイス後の業務アプリケーションのバージョンアップ作業を受託業者にて行うこと。なお、クライアント端末に対し、愛媛県の担当者がバージョンアップを行う場合は、情報共有ツールを用いるなど簡易な方法で実施できるよう努めること。

（6）セキュリティ対策

受託業者は、審査システム及び国税連携システムにおいて、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」を満たすセキュリティ対策を実施すること。また、総務大臣が指定する指定法人の定期的な監査を受け入れること。

（7）その他

サービス提供開始後のクライアント環境のアップデート作業（OS、ブラウザのバージョンアップ、ウィルス定義ファイルの更新）は愛媛県で行う。

5 委託料の支払

（1）地方税電子申告等支援サービス提供リプレイス業務委託料及び地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続のデジタル化対応業務（令和7年度分）については、業務の完了検査翌月に一括払いとする。

（2）地方税電子申告等支援サービス提供運用業務委託料については、令和7年12月8日から令和10年12月7日までの期間に発生するものとして、月額払いとする。

（3）地方税電子申告等支援サービス提供運用業務委託料については、利用開始月などで当月の利用が1月に満たない場合は、日割り計算を行った金額とし、委託業務の開始時の日割委託料算出にあたっては、業務開始後運用日数を当該月の運用日数で除した割合に月額委託料を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

（4）愛媛県は、翌年度以降において歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は当該契約を解除することができるものとする。

（5）委託期間の終期について、機構が令和10年度12月導入開始日を示した時点で、終期は令和10年度12月導入開始日前日へ変更することとする。

6 サービス運用時間

サービス運用時間は、原則として、土・日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までとするが、午後9時以降の業務が可能な場合は、当該時間までとする。

ただし、機構のeLTAXポータルセンタ運用時間に変更された場合はそれに準じた運用時間とする。また、重大な障害やその他緊急を要する場合については、この限りではない。

7 再委託の禁止

受託者は、当該業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ愛媛県の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

8 責任の制限

受託者は、次に掲げる損害については、責任を負わないこととする。

- (1) 愛媛県が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
- (2) 天災等不可抗力により生じた損害

9 公表

本契約又は本委託業務に関し、愛媛県が第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等について、愛媛県と受託者が事前に協議の上、定めるものとする。

ただし、愛媛県又は受託者は、機構から本契約関係の状況を確認する求めがあった場合には、事前の協議を要することなく、本契約書の写しを機構に提供するものとする。

10 委託業務実績報告書

委託業務実績報告書の種類及び報告期日は次のとおりとする。

報告書の種類等報告期日	
地方税電子申告等支援サービス提供リプレイス業務実績報告書 ※初めて当該委託業務を受託する場合のみ	リプレイス作業完了後、10日以内
地方税電子申告等支援サービス提供運用業務実績報告書（毎月） ※バージョンアップ作業履歴、障害発生の有無・対応内容に関する作業など特に報告が必要な内容については随時	毎月の運用作業完了後、10日以内

11 その他

業務内容に変更が生じた場合は、愛媛県と受託者が協議し、契約条件の変更等について定めることとする。また、この実施要領に定めのない事項については、必要の都度、愛媛県と受託者が協議して定める。

【別紙１】「地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続」（令和７年度分）

項番	税目	手続名
1	税目共通	相続人の代表者の指定届出
2	税目共通	自動車税等の第二次納税義務の免除申告
3	税目共通	登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明
4	税目共通	猶予を受けた場合の差押の解除の申請
5	税目共通	納付又は納入の委託の申出
6	税目共通	地方税の予納の申出
7	税目共通	経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出
8	税目共通	地方税を納付した第三者の代位
9	不動産取得税	農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の申請
10	不動産取得税	被収用不動産の代替不動産に係る不動産取得税の徴収猶予の申告
11	不動産取得税	譲渡担保財産に係る徴収猶予の申告
12	不動産取得税	農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の徴収猶予の申告
13	不動産取得税	家屋の主体構造物の取得者からの附帯設備部分の減額の申し出、還付の申請
14	不動産取得税	不動産取得税の住宅の建築特例に係る規定の適用の申告
15	不動産取得税	不動産の取得の事実の申告、報告
16	不動産取得税	不動産取得税の宅地特例に係る規定の適用の申告
17	不動産取得税	不動産取得税の徴収金還付の申請
18	不動産取得税	譲渡担保財産に係る不動産取得税の徴収金還付の申請
19	不動産取得税	不動産取得税の法７３の２第５項第１号に規定する補正の方法の申し出
20	不動産取得税	東日本大震災による被災代替家屋の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
21	不動産取得税	東日本大震災による被災家屋の代替土地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
22	不動産取得税	東日本大震災による被災代替農用地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
23	不動産取得税	東日本大震災による居住困難区域内家屋の代替家屋取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
24	不動産取得税	東日本大震災による居住困難区域内家屋の代替土地取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
25	不動産取得税	東日本大震災による居住困難区域内農用地の代替農用地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出
26	不動産取得税	特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例に係る書類の提出

項番	税目	手続名
27	不動産取得税	買取再販事業者が取得する中古住宅の敷地に係る不動産取得税の減額の適用があるべき旨の書類の提出
28	個人事業税	鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う個人の所得の算定
29	個人事業税	個人事業税の賦課徴収に関する申告、報告
30	個人事業税	租税条約に基づく申し立てが行われた場合における個人事業税の徴収猶予の申請
31	自動車税	自動車税の環境性能割の期限後申告及び修正申告
32	自動車税	譲渡担保財産の取得に対して課する自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告
33	自動車税	譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の還付の申請（自動車税）
34	自動車税	自動車の返還があった場合の自動車税の環境性能割の還付等の申請
35	固定資産税	被災償却資産の代替償却資産における課税標準の特例適用に係る書類の提出
36	固定資産税	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従い取得した機械装置等の課税標準の特例に係る書類の提出
37	固定資産税	東日本大震災による被災償却資産の代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例に係る書類の提出
38	固定資産税	居住困難区域償却資産の代替償却資産における固定資産税の課税標準の特例に係る書類の提出